

第十三回国会 衆議院 外務委員会法務委員会連合審査会議録第一号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

外務委員長

委員 仲内 憲治君

理事 近藤 鶴代君 理事 佐々木 盛雄君

理事 並木 芳雄君 理事 戸叶 里子君

植原悦二郎君 大村 清一君

菊池 義郎君 飛嶋 繁君

中山 マサ君 守島 伍郎君

小川 半次君 林 百郎君

黒田 壽男君

法務委員長

理事 北川 定務君 理事 田嶋 好文君

鍛冶 良作君 松木 弘君

大矢 省三君 加藤 充君

成田 知巳君

出席政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君

入国管理庁長官 鈴木 一君

外務事務官(入国管理庁審判調査部長) 鈴木 政勝君

委員外の出席者

外務委員 佐藤 敏人君

会専門員 村瀬 忠夫君

法務委員 村 教三君

会専門員

本日の会議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第八八号)

○仲内委員長 たいまいより外務委員

第一類第五号附属の二 外務委員会法務委員会連合審査会議録第一号 昭和二十七年三月二十六日

会法務委員会連合審査会を開会いたしました。慣例によつて私が委員長を勤めますから、さよう御了承願います。ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。

【参照】

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(出入国管理令の一部改正)
第一條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第二條 第二号を次のように改める。

二 外国人 日本国籍を有しない者をいう。
第四章第一節中第二十二條の次に次の一條を加える。

(在留資格の取得)
第二十二條の二 日本国籍を離脱した者又は出生その他の事由に因り第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九條第一項の規定にかかわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他の当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有すること

なく本邦に在留することができ

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他の当該事由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、長官に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十三條第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請を除く。)の手續に準用する。この場合において、第二十三條第三項中「在留資格への変更」とあり、又は同條第五項中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」とあるのは、旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは、旅券に在留資格及び在留期間の記載」とあるのは、「記載」と読み替へるものとす

4 前條の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請の手續に準用する。この場合において、前條第一項中「在留資格を変更」とあるのは、「在留資格を取得」と、「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と、同條第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の書換」とあるのは、旅券に在留資格及び在留期間の記載」とあるのは、「記載」と読み替へるものとす

7 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

入 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項

更」とあるのは、「在留資格の取得」と、同條第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間のまづ消を受け、且つ、当該旅券に永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」と読み替へるものとす。

第二十三條第一項中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)による登録証明書」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第号)による外国人登録証明書」に改める。

第二十四條第一項第四号へ中「外国人登録令」を「外国人登録に関する法令」に改める。

第二十四條第一項に次の一号を加える。
七 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

入 第二十二條の二第三項において準用する第二十條第六項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二條の二第四項において準用する第二十二條第三項

の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二條の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

附則第三項から附則第十八項までを削り、附則第十九項を附則第三項とし、以下順次十六項ずつ繰り上げる。

(出入国管理令の一部改正に伴う経過規定)
第二條 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一に該当するものが引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することのできる期間は、出入国管理令第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月とする。

一 連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者
二 昭和二十年九月二日以前から引き続き外国人として本邦に在留する者
三 日本国との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引き続き在留し、且つ、外国人登録法(昭和二十七年法律第号)による外国人登録証明書を所持するもの

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものの入国管理庁長官に対す

在留資格の取得の申請の期間
は、出入国管理令第二十二條の二
第二項の規定にかかわらず、この
法律施行の日から三月以内とす
る。

3 この法律施行の際現に連合国最
高司令官から入国の許可を受けて
いる外国人でまだ本邦に上陸して
いないものが所持する連合国最高
司令官から入国の許可があつたこ
とを示す文書は、当該許可を受け
た日から六月を限り、出入国管理
令の適用については、同令第六條
第一項に規定する日本領事官等
の査証とみなす。

4 この法律施行の際現に連合国最
高司令官から再入国の許可を受け
ている外国人の所持する旅券にさ
れてる再入国許可の証印は、当
該証印に明記された有効期間中
は、出入国管理令の適用について
は、同令第二十六條第二項に規定
する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合国最高司令
官の再入国許可を受けて本邦から
出国しようとする外国人又は当該
許可を受けて現に出国している外
国人については、出入国管理令第
九條第三項但書の規定にかかわら
ず、再入国に際し上陸許可の証印
をするときに当該外国人の在留資
格及び在留期間を決定するものと
する。

6 日本国との平和條約の規定に基
き同條約の最初の効力発生の日に
おいて日本の国籍を離脱する者で、
昭和二十年九月二日以前からの
法律施行の日まで引き続き本邦に
在留するもの（昭和二十年九月三

日からこの法律施行の日までに本
邦で出生したその子を含む。）は、
出入国管理令第二十二條の二第二
項の規定にかかわらず、別に法律
で定めるところによりその者の在
留資格及び在留期間が決定される
までの間、引き続き在留資格を有
することなく本邦に在留すること
ができる。

（出入国管理令の一部改正）
第三條 出入国管理令（昭和二十
六年政令第三百二十号）の一部
を次のように改正する。
第三條第一項を次のように改め
る。

出入国管理令は、出入国管理令
（昭和二十六年政令第三百十九
号）による出入国の管理及び外
国人登録法（昭和二十七年法律
第二十号）による外国人の登録
に関する事務を行うことを任務
とする。

第四條第十五号、第十六号及び
第十八号中「出入国管理令」を「外
国人登録令第十六條第二項において準
用する場合を含む。」を「出入国管
理令」に改め、同條第十七号を削
り、同條第十八号を同條第十七号
とし、以下順次一号ずつ繰り上げ
る。

第七條第四号中「外国人登録令
及び臨時措置令」を削り、同條第
七号中「外国人登録令」を「外国人
登録法」に改める。
第八條第八号中（七）を削る。
第十六條第二項の表中「仙合
出張所 仙合市 北海道 宮城県

福島県 岩手県 青森県 山形県
秋田県
を
札幌出張所 札幌市
仙合出張所 仙合市

北海道
宮城県 福島県 岩手県 青森

山形県 秋田県
に改める。
（将来存続すべき命令）
第四條 第一條及び前條に規定する
命令は、この法律施行後も法律と
しての効力を有するものとする。
（命令の廃止）

第五條 左の命令は、廃止する。
一 朝鮮人、中華民国人、本島人
及本籍を北緯三十度以南（口
之島を含む）の鹿児島県又は沖
縄県に有する者登録令（昭和二十
一年厚生省令、内務省令、司
法省令第一号）
二 北緯二十九度以南の南西諸島
に本籍を有する者の渡航制限に
関する臨時措置令（昭和二十五
年政令第二百二十七号）

附 則
1 この法律は、日本国との平和條
約の最初の効力発生の日から施行
する。但し、第三條中出入国管理
令第十六條に關する部分は、
昭和二十七年四月一日から施行す
る。

2 外務省設置法（昭和二十六年法
律第二百八十三号）の一部を次の
ように改正する。

第四條第二十号を次のように改
める。

二十 出入国管理令（昭和二十
六年政令第三百十九号）によ
る出入国の管理及び外国人登
録法（昭和二十七年法律第
十号）による外国人の登録に
関する事務を行うこと。

○仲内委員長 本案について質疑を許
します。北川定務君。

○北川委員 出入国管理令改正案につ
きまして質疑をいたしたいと思いま
す。本令が施行せられまして以来、今
日まで法務委員会並びに法務委員に對
しまして、全国からたくさん抗議書
あるいは陳情書が殺到して参りました。
また一面におきましては朝鮮人団
体の方が法務委員会に見えまして、い
ろいろ陳情なり、抗議なりをいたして
おつたのであります。その大體の趣
旨は、国籍に関する問題と、強制送還
の問題に集約することができると思
つてあります。私はこの二つを中心と
して質疑を行いたいと思つてありま
す。まず第一に伺いたいことは、出
入国管理令の改正の範圍について概要
の説明が願いたいのであります。

○鈴木（一）政府委員 ただいまお尋ね
になりましたのは、出入国管理令がど
の程度改正されるかという御趣旨と承
りましたが、出入国管理令は御承知の
ように昨年の十一月一日から実施され
ましたポツダム政令でございまして、
施行後なお時日が非常に浅いのでござ
いまして、われ／＼といたしましては
いろ／＼実地の経験から、日本として
新しい制度でございまして、改正す
べき点もばつ／＼見受けておるのでござ
います。今回は最小限度の改正とい
う意味合いにおきまして、ごくわず
かな一、二箇條の改正だけをお願いを
いたしてあります。いわゆる占領軍関
係の事項に關する字句をとりましてこ
と、それからあとには在留資格の取得と
いう一項を設けたこと、この二つがお
もなねらいでございまして、根本的に
はほとんど改正になつておらないとい
うことを申し上げてよろしいと思いま
す。

○北川委員 次に強制送還の点につ
いて伺いたします。強制送還につ
きましては、憲法の基本的人權の問題あ
るいは世界人權宣言に關する事項、こ
れらの点と密接な關係があると思つ
てあります。これらの点と強制送還
との關係をいかにしてお考えであるか
を伺いたしたいと思つてあります。

○鈴木（二）政府委員 強制送還の問題
は、出入国管理令の一つの重要な事項
でございまして、出入国管理令自体は
新しい立法例であり、特に國際慣例を
尊重して、外国人の扱いを民主的にす
べしという總司令部側の覚書に基きま
してできたものでございまして、國際
慣例に基いた規定を設けておるのでござ
います。従いまして、強制送還の問
題につきましても、特にわが国だけが
こゝろ／＼と厳格な規定をしておる
というのではなくして、むしろ諸國の
例をとりまして、最も妥當な規定をい
たしておるわけでありまして、人權宣言
その他人權を尊重する面からいって、
いわれなくして強制退去させられると
いうことがもしございすれば、これ
はゆゆしい問題でございまして、こ
の立法の精神から申しましても、人權

宣言に反するといふようなことは毛頭考へてない。この法案をすなおにおとりいただきますれば、人権宣言に違反するような点は一つもないのであります。

○北川委員 出入国管理令第二十四條の規定に、貧困を理由として退去せしめることができることになつておるのであります。現在生活保護法によりまして生活扶助を受けている、約六万人くらいあるといわれております。これらの朝鮮人や台湾人は、この貧困者すなわち強制退去を受ける者に該当するのであります。

○鈴木(一)政府委員 出入国管理令第二十四條の四号のホという所に、本邦から強制退去させることができるという事由の一つに「貧困者、放浪者、身体障害者等生活上困窮又は地方公共団体の負担になつてゐるもの」という事項がございまして、ただいま御指摘のような御質問が出て参つたわけでございしますが、お話のように、生活保護法の扶助を受けております者は、まさにこれに該当いたします。しかし該当いたしますからただちに強制退去させるといふところには、すぐは参らないのでございまして、これを書きました立法の当初におきまして、この強制退去と申しますのは、外国人で日本の社会に何らかの面で害毒になる人には、本人の国の責任において歸つてもらうといふところがねらいでございまして、貧困だからただちに返すといふことには、必ずしもならないのでございまして、この点運用の面におきましてどの程度扱われるかということが、朝鮮、台湾の人たち、特に終戦前からこちらにおられた六十万人の人たちが非常

に不安を持つておられる問題の一つでございまして。日本政府といたしましては、人道に反する扱ひはしないという建前ではございますが、実際の運用面ではたしてどうなるかということ、現在進行しております日韓會議におきましても、やはり韓国代表の方から、その点について、ただ運用だけで人道的に扱うのだといふことは困るという、ごもつともなお話もありまして、この点につきましては、両国で協議をしまして返す者を定めるといふようなことになる見込みでございまして、まだ日韓會議の内容につきましても発表する時期になつておりませんので、ただその方向だけを申し上げたわけでござい

ますが、われ／＼がこれを立案いたしました当時も、たとえば貧困者でありまして、あるいは生活扶助を受けておる者でありまして、ただそれだけでは送り返すことではない。善良に生活をしておられるといふことであれば、さしつかえない。ただ浮浪人のように、社会の秩序を乱し、あるいは收容しようと思ひましても、收容所の内部で乱暴を働いて始末に困るといふような、いわゆる社会に害毒を及ぼすといふ人々を返すということが建前ではございまして。

○北川委員 日本に不法入国をいたしました者や、あるいは日本の社会秩序を乱す人々を強制送還しますことは、もとより当然だと思ひのでありますが、当局の見込みでは、大体これらの人がどのくらいあるか、その数字がわかりましたら、お答えを願ひたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいま、送還をいたします大数の人数はどのくらいかというお話がございましたが、これはこの法を実施してみなければわからないのでございまして。少くとも生活保護法の対象になつておりますのは、たゞいまお話がございましたように、六万六千名でございますが、六万人を全部この対象として強制送還するといふ考えは、もちろんございしません。具体的に個々の例によりまして、先ほど申し上げましたような害毒を積極的に流しておるといふ個々の例を拾ひまして、取扱いをきめて参るわけでございまして、現在どの程度であるか、そうたくさん的人数ではないと存じます。なお御参考に申し上げますが、この一箇年間に、不法入国いたしました者いゝゆる密入国者は、原則として返すといふ建前ではございしますが、密入国者として入つて参り、それを調べた上で強制退去させた大数の数字は一年間に三千数百名に上つております。

○北川委員 強制退去をなします手続として、裁判所が退去の事由を認定し退去を命ずるといふ考え方と、行政庁の措置による考え方と二つあるのではないかとおられるのであります。ところが管理令によりまして、行政的措置で事実の認定もなくまた退去の手続もなすことになつておるようでありまして、この二つについて当局は何ゆゑに裁判手続によるようにせられなかつたか、その事由を伺ひたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、根本問題といたしましては、外国人の扱いというものにつきまして、国外に出てもらうといふことは刑罰ではないといふ考え方が、やはり国際慣例になつております。従いまして刑罰の対象として外国人を退

去させるということではなくして、いわゆる国際慣例を承知した相当訓練を受けた特別の行政官によりまして、その者の強制退去をするかどうかといふことを決定する方が最も国際慣例にも合ひ、また外国人の地位を特別に尊重するといふ意味におきまして適當な方法である、かように考へておりまして、司法手続とは別個の行政措置を設けてある次第でございまして。

○北川委員 日本に数十年間在留してあります朝鮮人や台湾人、ことに内地に結婚をしておる者などにつきましては、日本に帰化を望んでおる者が相当あるように聞いておるのであります。帰化に關するこれらのものに対しまして、御当局の態度を伺ひたいと思ひのであります。

○鈴木(一)政府委員 帰化の問題につきましては、現在わが国にあります国籍法によりまして、国籍法の條件に合いますれば、どなたでも帰化ができるのでございまして、特に長い間日本におられましたという人たちは、おそらく十分條件が備わつておられると思ひますので、そういう方の帰化は国籍法によりまして、手続をふまれますならばできることになつております。

○北川委員 出入国管理令第二十四條に規定された事由を発見して、これを当局に申告した一般人に対し、五万円以下の報償金を出すことに相なつておるようであります。退去の事由を発見するには、非常に便利であると思ひますが、これにはかなり弊害が伴うのではないかとおられるのであります。われ／＼の知つておる範圍では、税関の関税を遺脱した密輸入者

の申告とか、あるいは隠匿蔵物資について申告をした者に報償金を出すといふような制度があつたと思ひのであります。この規定を設けられました理由と、それからほかにかような規定をしておる外国の立法などがあるかどうか、伺ひたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまの御質問は出入国管理令第六十六條にございまして規定でございしますが、これはお話のようになつてゐないといひまして、このやり方につきましては、全體的にこれがよいのだといふほど確信を持つてゐるわけではないのでございしますが、少い人数で効果をあげます方法といたしましては、これによる以外に方法はないのでございまして報償金制度につきましては、わが国におきましても前例もございまして、またおあげになりましたように、財産税関係の法律には例もございまして、これを入れたわけでございます。なお外国の立法例にやりましたけれども、アメリカの移民法にはりこの規定もあるわけでありまして。

○北川委員 講和の発効によりまして、台湾人や朝鮮人が従来日本に長く住んでおつた場合、あるいは日本の婦人と結婚しておる者につきましては、永住権を與えられるようでありまして、この永住権とか在留とかいふ意味を説明していただきたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 永住と申しますと何かその国に永久におりまして、あたかもその国の人になつたかのごとき感と與へるのでございしますが、これは字句の問題になります。われ／＼の方といたしましては、外国人がわが国におりますのには、在留の資格といふ

ものがございまして、在留の資格には、出入国管理令第四條にございまして、一から十六まで項目をあげまして、在留の資格を定めております。たとえば外交官であるとか、あるいは観光客であるとか、あるいは本邦で労働に従事したいという人、あるいは滞在したいという人、あるいは本邦で永住しようとする者というふうなことで、十六の在留資格というものがあるのでございまして。そのうちの一つが、永住許可を受けまして日本に無期限に在留することができるということになるわけにございまして、これは外国人であることにおいてかはかりはないのでございまして、外国人である以上は、出入国管理令の全面的な適用を受けるわけでありまして、従いまして先ほど申し上げました第二十四條のいろいろな條項に当てはまるような態度を示されるというふうな人々には、退去の規定がありまして、たゞ永住許可でありまして、適用することができるとは思いません。

○北川委員 日本国籍を離れました朝鮮人が、大韓民国の国籍を取得することを好まないで、北鮮人民共和国の国籍を取得することを希望している向きが非常に多いのでありますが、これに對する當局の考え方、態度を伺いたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 日本国籍を離れます朝鮮人が、どこの国籍になるかということは、日本が今折衝の相手としております大韓民国の国内法で決する問題でございまして、日本政府としてはこれをどうこう関知するところでない問題だらうと思ひます。

○北川委員 本令の施行は、朝鮮人、台湾人、ことに日本に永住しておつた人々に非常に大きな影響を與えるものでありまして、私はこれらの人々になるべく寛大な帰化の方法をお許しくださいるよう希望いたしまして私の質問を終りたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 ただいま北川委員からお話の点まことにございまして、今提案いたしましたものでございまして、引き続き在留資格を有することができるとは思ひますが、さらにまたたまたま日韓会談でいろいろの交渉が行われておりますが、この日韓会談の定めるところによりまして、善良なる在留人に對しましては、できるだけ寛大にしかるべきものでございまして、諸般の措置が講ぜられるようになると私は思つております。

○仲内委員 大失委員。大失委員。さきに出入国管理令が政令で発表されましたが、従来日本の領土であつた朝鮮並びに台湾の方々は非常なる関心と一つの脅威を感じておるものであります。私はあとから岡崎國務大臣が見えるのでありますから、そのときにお聞きをしたいと思ひますが、今度の改正法を出すにあつて、かつては日本の領土であつたところのこの人々に対する特別な処置をとる御意思があるのか、あるいは一般の外人として扱おうとする考えのもとに、この法案が立案されておるかどうかという根本方針を伺ひたい。と申しますのはこの第二條に、日本国との平和條約の効力が発生した後において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年すなわち終戦前から引續いておられた者に對して

は、またその間に出生した子供をも含んで、いわゆる第二十二條第一項の規定にかかわらず、第二十二條第一項の規定というものは永住権の手続であります。永住権の手続にかかわらず、別な法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間を決定する、その間引續き永住資格を有する者とする、こういうふうな規定がある。この別個に法律を出すということ、この意味は、すなわちこれらの人々に特別な扱いをする意味で出すということ、あるいはそれは日韓並びに日台との交渉が今開帳中であるから、その安結をまつて国籍の問題だけをしようとするのか、他の問題は一切この法律の前に出たが政令に出た取締り、送還、国籍、そういうものをあわせてやろうとするのかどうか、その意図が私どもにはちよつとわかりかねますから、別個に扱うのかどうかということ、この第二條の六項の規定にある別に法律で出すということとの関連性をお聞きしたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは先ほどちよつと申し上げたのでありますが、ただいま日韓会談によりまして、従来日本に引續きおられた人々の措置等につきましても、いろいろのことが相談になるわけにございまして、ここにありますように、別に法律で定めるところにより云々というものは、日韓会談の妥結の結果、あらためてまた法律をつくりまして、これらの人々の特別緩和措置をいいますか、特別の処遇措置を講ずる意味で、こういう規定ができたわけでありまして。

○大失委員 それからこの要綱の中にしばしば出て参りますが、朝鮮人並び

に台湾人とありますし、せんだつて日本の結びました平和條約の中に、第二章に朝鮮並びに台湾はこれを放棄するといふことも書いてありますが、この朝鮮、台湾という言葉は、いわゆる北朝鮮、南朝鮮といふことを一括して言つておるか、あるいはまた今の答弁によりまして、日韓会談が妥結した後にいてこしらえるというのですが、それは日韓会談というものは、朝鮮全体を代表してやつておられるのか。それと同じような意味で、国民政府との今日折衝の中にも、いわゆる同じ台湾人としても大陸方面の華僑の人、すなわち中国の人と、それから政府の資料の中にもありますように、台湾人、中国人と區別してありますが、こういう交渉の内容がその大陸の人々も入つておるのか、もし入つていないとすれば、それでは交渉していない人々を扱うにどういうふうにするのか、今申しましたように北朝鮮の方をどういうふうにするのか、こういう實際問題についてたゞ期間が非常に短かくつてあつて、その間に手続をしなければならぬとか、そんなとか、たくさん書いてあります。私が、そういうことのために手続をどうするかという實際問題が起きて来る。私は今答弁にありましたように、特別の取扱いはしない、第六項は、ただ両政府間に妥結を見るまでの国籍の問題で、そのほかはこの法律をそのまま適用するのだというふうな解釈するのでありますが、それでさしつかえないのか。

○石原(幹)政府委員 第一点の対朝鮮の關係でございまして、それは昨日もちよつとここで申し上げたのでありますが、わが方といたしましては、いわゆる大韓民国を交渉の相手といたしま

して、朝鮮一体としてたゞいま交渉をしておるわけでありまして、これは朝鮮といふことで交渉をいたしております。

それから台湾の問題についてでございますが、大陸に在る台湾人云々というお話もございまして、これはもと中国の人間でございまして、どういふ意味の御質問かちよつとはかりかねたのでありますが、問題はないのではないかとと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 この法案の第二條の六項にございまして御指摘になりました別に法律で定めるといふその「法律」は、国籍だけを定めて、管理令を適用することになるかといふお尋ねのように拜りましたが、在留資格といふような点につきましては、今まで長らくおられた人々に對しまして、特別に例外的に定めるといふ趣旨が入つております。

○大失委員 今の答弁によりまして、日韓会談に朝鮮全体を對象として交渉しておるのだ、こういうことになりまして、結局今度国籍を遷移した場合にいわゆる朝鮮といふ言葉を使えば北朝鮮に通じ、韓国といふ言葉を使えば北朝鮮の方に通ずるといふことに相なるわけですか。これは国籍を決定する上に重大な影響がありますからお聞きしたい。

それからいま一つは、六項は、特別の考慮を拂つてこれを設けた。その特別の考慮といふのは、單に国籍といふだけではないから、この管理令にたくさん出てゐる送還手続規定その他永住権の權利の問題、そういうことについて特別の考慮を拂うといふのはどういふ内容を持つておるか。

それからいま一つは、六項は、特別の考慮を拂つてこれを設けた。その特別の考慮といふのは、單に国籍といふだけではないから、この管理令にたくさん出てゐる送還手続規定その他永住権の權利の問題、そういうことについて特別の考慮を拂うといふのはどういふ内容を持つておるか。

大韓民国の国内法の決定するところでございまして、先ほども申し上げましたように、この問題についてわが方で

て、それで永住権の申請をすることが
できるなら別であります。かりに中
共地区の大陸中国におる人、あるいは

○石原(幹)政府委員　日本は平和條約であると思ひますから、確かめたいと思ひます。

らにその間北鮮、南鮮とのいろ／＼紛争がありまして、そのために日本の国籍にといひますか、在留する届出がな

係がありまして、ぜひ「朝鮮」という字は使わないでくれ、「韓国」という字を使ってくれというお申出があつたわけ

でございます。わが方としましては「朝鮮」一本でよろしいということでおつたのでございますが、司令部を通じて、それでは「韓国」という字をとりたいた人は「韓国」という登録にしたらいいじゃないかという、非常に煮え切らない処置にならざるを得なかつたのでございます。従いまして最初に「朝鮮」で登録された方が多く、あとから「韓国」に登録された方が少いというわけでございます。現在、いよいよ北朝鮮側と南朝鮮側の勢力の分野を示しておる数字ではないのでございます。

なお、合せまして五十六万の朝鮮の人たちが国内におられる、しかしながら、それ以上にもつとおるのではないかと、いろいろお尋ねでございますが、われわれもやはりもう少しこの数字に載つていない人たちがあつたのではないかと、思います。その数字がどのくらいであるか、われわれ／＼としましては数字をつかみません。その苦心をしておりますが、實際からいふのであります。と申しますのは、朝鮮と日本とは対馬海峡を隔てまして非常に近いのであります。て、いよいよ不法に入国して来られる方が相当でございます。現在日に十人ずつくらいはわれわれ／＼の手に扱われておる状況でございますが、われわれ／＼の方の手に入らないで、なおいよいよ密航して、そのままわが方からいふといふ人数も相当あるのではないかと、それがまあ全体の二割以上はあるのではないだろうかというふうな推測をいたしております。われわれの方といたしましては、不法に入つて来られた密入国者に対しましては、原則として返すということになつております。

○大矢委員 私がお尋ねしたのは、あとから手続上のごときで、君たちは黙つて入つて来た、今まで手続してなかつたから送還するということになつたら、たいへんだということになります。と申しますのは今朝鮮では南朝鮮と北朝鮮とが戦つておる。そういうことのために躊躇して届出をしなければならぬ人相当にあると思ふ。そこで第二條第一項第三号には、終戦後日本に入国した人の国籍証明書のことがありますが、この国籍証明書はつけなくてもいいのかどうか、また第二項には三箇月以内に申請をしなければならぬとありますが、もしこれを怠れば一体送還されることになるのかどうか、三箇月以内にしなければならぬという事になる、これは非常に困難が伴ふと思うのですが、その点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 終戦後に入つて来られた人たちに對しましては、たゞいまお話のような手続になりまして、正規に入つて来られた人たちの人数ははつきりしておりますから、その滞留を来すようなことはないと存じております。それから国籍証明書はあります。

○大矢委員 そうなりますと、国籍をいづれかにしなければならぬという事になります。最近このお政令が出ますと同時に、管理庁から各出先、市町村長に向つて韓国に席を置くようにと、この指令を出したそうですが、そういう事実があるかどうか。○鈴木(一)政府委員 そういう事実はございません。

○大矢委員 御承知のように今北朝鮮、南朝鮮の休戦交渉は、新聞の報ずるところによりますと、妥結しそうであります。あるいはしないかもしれませんが、しかしし国連も平和を望み、何とか平和的に処理し、ドイツを初め、北朝鮮、南朝鮮を統一した一つの国にしようとするこのために、努力されておることは御承知の通りであります。そういうやさき二つの政權があつて、いづれかの政權に国籍を置かなければならぬという事、新聞紙の報ずるところによりますと、そういうことについて韓国政府と交渉しつづけるやに聞くのであります。そういうことを出先の人が不用意か意識的か知らぬが、言つてゐる。統一するために国連軍がその休戦を折衝の最中であつて、いづれかの政府につくという事を強要するといふことは、かえつて統一を妨げ、さらにまたいよいよ政權が二つあつて、その争奪の問題があるときに、日本が強制するといふことは、一つの内政干渉にもなるのではないかと。そういうことは別として、される本人からいふと、統一を望み、平和を望んで、その一日もすみやかならんことを望んであるにかかわらず、それを一方的に押しつけられるといふことは、はなはだ苦痛なことではないかと私は思ふ。つまり戦争に無理に押しつけられる、従つて朝鮮の方々も、韓国の方々も、どつちにも籍を置くことを好まない人も相当ある。というのは今申しました平和統一の後においていづれかを決定したい、こういうのでありますから、強制することをやるのかしないのか。

(委員長退席、佐々木(盛)委員長代理着席)
今、日韓会談をしてゐるから、できれば韓国の籍に置いてもらいたいといふ希望はあるかもしれませんが、希望するといふことは、時間がたつと同時にそれは強制になる。それを強制するといふことは、私は人道上で可なりと思ふ。また思想的でなくして、現に韓国内に籍を置くことを拒む人は、いづれかの政權がいいからといつて拒むのではない。これが統一した後においてきめようといふ時間的な猶予を要求している人が非常に多いと私は聞いておる。ですが、そういうことからいつて、統一されるまで、長らく日本の領土におつた特殊な人々に対する取扱ひ方を考へる必要があるのではないかと。これは重大な問題であります。すなわち国籍法要——国籍は本人にとつてはきつて重大な問題でありますから、この機会にこれに対する政府の方針なり考へ方を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 この大韓民国は御案内と思ひますが、国連自身は朝鮮の独立のためにつくつた政權でございます。今朝鮮の独立とともにわが方といたしましては、大韓民国を折衝の相手として、ただいま日韓会談が行われてゐることは御承知の通りであらうと思ひます。そこで平和発効とともに、日本の国籍を離脱いたしました韓国人の方々の問題につきましては、これは相手方の国内法の決するところでございます。それをあれこれと申すのは、むしろ日本が先方に対していふ／＼干渉することになると思ひます。これは決する問題であらうとわれわれは確信をいたしております。

○大矢委員 国内法と言ふが、朝鮮が統一されてゐるならそれでいいのです。統一されてゐる場合ならば干渉してどつちにつけと言ふ必要はないのですが、向うにおいては二つあるのですから、二つある場合に、日本におる人々がいづれかの国を選ぶのも自由であるのか、向うの国内法は二つになつてゐる。あなたの意見は——北朝鮮と南朝鮮とあるのですから、そういう場合にいよいよ韓国の選択を自由にするのか、あるいは日本が対象として折衝してゐるところの韓国をさして、どうしてもこれに統一しなければならぬという強制をするのか。このことは向うが統一していれば問題ないのです。向うの政府の意図を尊重してやれば問題ないのではありませんが、二つの政權がある。これは朝鮮のみならず、台湾の場合も、いよいよ大陸の場合もそうでありますが、そういうふうでありますから、これをただ向うの憲法だから、向うの意思を云々することはいけないうことだけでは、實際問題として問題の解決がつかないのです。

○石原(幹)政府委員 わが方といたしましては、先ほども申し上げましたように、二十九箇国も承認いたしております。大韓民国を、独立後の朝鮮の正統政府といたしまして、い／＼折衝をしておるわけでありまして、そこで大韓民国の国内法の決するところによつて国籍問題を解決してもらわねばならぬと思つておるのではありません。蛇足であります。別にわが方として、ただちにい／＼／＼な人を退去さすとかどうとかいふことは何らないのであります。この法律にありますが、引続き在留資格は持つておるのであります。別段そこにだたに不都合な処置

が起るとかどうとかということは、問題はないと考えております。

○並木委員 私には議事進行ですが、大官に對するいやがらせでも何でもない。私はあなたの答弁を書いておいたのです。ところがさつきの答弁に、大韓民国は国連が朝鮮独立のためにつくつた政府というふうに言われたのです。これはどういう意味なんですか。これはこの法案審議上、非常に大事なもので、はつきりしていただきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 先ほどつくつた政府というふうに言つたとすれば、これは若干言葉の言い方がわるかつたと思ひます。国連が認めておると申しますか、そういうふうにいいたしておきます。

○林(百)委員 議事進行……。
○佐々木(盛)委員長代理 林百郎君の関連質問があるようであります。本日ばかりなくさんの方が通告されておりますので、関連と言へばことごとく関連でありますから、通告順に質問を許します。

○林(百)委員 議事進行だよ。

○佐々木(盛)委員長代理 林君。

○林(百)委員 今の問題ですが、非常に重要なことですから私も大官に、聞きしたいのです。大韓民国政府というのは朝鮮全体を統治の対象にして、それは国連も認めていて、言うのですが、国連がいつ、大韓民国が北朝鮮を含めて朝鮮全体の政權であるといふことを認めたか、その根拠を私は示してもらいたい。現に国連軍としては金日成將軍を相手にいろいろ交渉してゐるということになると、それは金日成といふ人は一体どういふ資格なの

か。(暴徒だと呼ぶ者あり)やじに暴徒といふのがありました。そこで自由党が言つております。それは記録にとつておいてもらいたい、國際的にどういふ反響があるか。それから政府のつくつた表の中にも、「韓国」と朝鮮」とは、大韓民国と北朝鮮人民共和國との區別を表わすものではないと言つて、政府自体が大韓民国と北朝鮮共和國を區別しているのだから、それを乱暴に大韓民国が朝鮮全部の代表だなんといふ根拠がどこにあるか。国連がいつそれを認めたか、根拠があるか、示してもらいたい、重大な問題です。首の問題です。

○石原(幹)政府委員 先ほどからたびたび申しておりますように、わが方といたしましては、新たに独立する朝鮮の正統政府といたしまして大韓民国を相手として折衝しておる。しかもこれは二十九箇國もこれを承認しており、国連も私は正統政府として認めているものと思つております。さういふ意味で申し上げてゐるのであります。

○成田委員 関連して……。

○佐々木(盛)委員長代理 成田君。簡単にお願いします。

○成田委員 今政府のお答弁によりますと、国籍の問題は大韓民国ですか、この国内法によるのだ、こういうことを言われた、しかしながら長く日本におられた朝鮮人の方を国内からたちにお退去してもらつたといううなことは考へていない、こういう御答弁であつたのですが、さういふと、登録法の關係で、政府は大韓民国の国籍を取つるやうに登録法で強制されることではないかどうか、もし登録法の關係で大韓民国の国籍を登録しなければい

けないということになりましたら、登録法違反という關係で強制送還の問題が起きて来ると思ふのですが、その關係をひとつはつきりしていただきたく。

○鈴木(一)政府委員 たいまのころは、別にさういふ点について不都合が起るといふことを予想してございませう。

○成田委員 不都合が起ることを予想してゐないといふのですが、登録法によりますと、登録法の罰則ではもし登録義務に違反した者は、一年以下の懲役云々といふ規定があるのです。それから出入国管理令から行きますと、第五條に日本國の法令に違反して一年以上の懲役になつた場合は強制送還である。一年以下と一年以上と非常にきつちわいなのですが、一年といふ問題があるのです。日本にいる朝鮮人は大韓民國の国籍をとりたくない、こういう人が大部分だろふと思ふので、やはり登録法違反の問題が起きて来る。これは政府だけの問題ではなくて、司法權の問題になつて来ます。さういふ不都合が起ることは當然予想しなければならぬ。しかも外務次官は、長らくおられた方は今ただちに強制送還を考へていないといふことを言われるのです。が、法律の適用からいいますと、さういふ問題が当然起きて来るのですが、これについて明確に御答弁願ひたい。

○鈴木(一)政府委員 登録法に国籍欄がございまして、そこに何と書くかといふことだと思ふのでありますが、それを何と書くかといふことはまだはつきりきまつてゐないわけじゃないのです。不都合のないやうにやる方法を考へたいと思ひます。

○成田委員 どうもはつきりしないのですが、登録法の第三條には何かきつちうきつちう書いてある。要は外国人が日本へ来て六十日以内に登録義務があるといふことになつております。さういふと、今政府次官の言われたやうに、大韓民國の国籍を取つるといふことになつた場合に、当然登録義務が起ると思ふのですが、登録を拒否した場合は、自分たちは李承晩政權は政權として認めないといふので、その国籍を拒否した場合に、当然日本の法律からいへば、第三條一項の違反なんです。これに違反した場合は罰則で一年以下の懲役といふことになつております。一方出入国管理令は、国内法に違反して一年以上の懲役になつた者は強制送還することになつております。

現実の問題としてすぐ起きて来ると思ふ。さういふ法律ができましたら裁判所はやはりこの問題を取上げると思ふのです。一方政府次官は急に返すやうなことは考へていないといふのです。が、その間の調整をはつきりしていただきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは先方の国内法によりまして認めた通りの登録をやつて行けばいいのじやないかと思ふのであります。

○成田委員 答弁が要領を得ないから、もうしばらく御容赦願ひます。先方の国内法で認められた通りにやるといふのですが、先ほど政府次官も答弁されたやうに、大韓民國の国内法によつて国籍の問題といふものは一応決定する、さういふことを言われたのです。さういふと、日本の法律でこの登録法の關係で当然国籍を届けなければい

国籍を取つたかといふことになり、問題が起ると思ふのです。それに関連して強制送還の問題は当然起きて来るのです。その点明確にひとつ御答弁願ひたい。

○石原(幹)政府委員 先方の国籍法によりまして、つまり韓国籍といふことになれば、韓国籍を登録すればいいのであります。かりに韓国籍を登録することがいふやうな人があつたれば、それは登録をみづから拒否しておるといふことになると私は考へます。

○大矢委員 この永住許可の申請をしようとするときは、国籍証明書を添付するといふことがある、しかも外務省令の手続に従つてといふことがある。その国籍証明をとる場合に、一体北朝鮮の人あるいは台湾人のいわゆる中国の人が証明をとるにもとれない。さうすると申請ができなかつたといふことになる。で、さういふ人は今申しましたやうにさういふことで手続上どうも自分が強制されるのがいやだ、先ほど私が言つたやうに統一されるまで待つてもらいたいといふことでしなかつた場合は全部返すのですか。あまり詳しいことを言わずに、簡単に……。

○石原(幹)政府委員 これは各國ともお互に無国籍人の生ずることは防がなければならぬのであります。無国籍人の出ないやうに努力しなければならぬのであります。韓国の代表部が登録を願ひ出て来た場合に、それを代表部の方で拒否するとかどうするとかいふ問題はないと思ひます。本人みづからが棄権するといふか、登録を拒否するといふかはあり得るとい

たしまして、代表部の方でそれを受

付けない、拒否するということには私はあり得ないのではないかと思います。

○大矢委員 それでは具体的に尋ねますが、たとえば華僑の人が北京政府に向つて申請してその証明をもらつて来る、北鮮は金日成の北鮮政権に向つてこれを要求しておる、それから証明をもらつて添付して居るのか、それはどうなりますか。実際さういうことができませんか、實際上できないものを、やるだろつかさうあるべきだとか、本人がかつてにそうするんだということと言いますが、實際上できないのではないかと思います。どうなんですか。

○石原(幹)政府委員 われ／＼はわれわれの認めます正統政府を對象として、諸般の問題を処理して行かぬばならぬと思うのでありますから、その線ですべての問題は解決されると思つておられます。

○大矢委員 それでは今申し上げましたように、實際問題の取扱いはどうなるのですか。實際はみな返すというのですか、はつきりしてもらいたい。どうなるのですか。それであるならばおそろく台湾以外の人あるいは韓国以外の人には全部返す、何十万と一ぺんに返すことになるのかどうですか。簡單でよいのです。つまり北鮮と南鮮が統一されるまで猶予するのかもしれないのか、それをしてない場合には返すのかどうか、簡單でよろしくございます。

○石原(幹)政府委員 わが国といたしましては、正統政府が出しているもの、あるいはそれを代表する在外公館の取扱うものにつきましては、いろいろ／＼の手續をとつて行くわけでありましたが、それらの手續をとらないものにつきましては、遺憾ながら登録を本人自

体が拒否といひますか、棄権しているものと認めざるを得ない場合が生じて来るのではないかと思います。

○大矢委員 それでは私が尋ねるから、イエスカノーカ言つてもらいたい。今交渉している台湾、それから韓国、それに国籍を置くことを拒んだ者はいづゆる登録を違反ですか、あるいは手續をしないものとして、これに準じた法律によつて、ただちに返還するということにするというふうに解釈してよいのですか、たいへんな問題ですよ。

○石原(幹)政府委員 今中国人といひまして、国府政府並びに国民政府の在外公館のいづゆる証明といひますか、証明する手續をとりましたならば、それでよいのではないかと思います。

○大矢委員 それはわかつていますよ、ただつまり今問題が両方に起きてゐるから、しばらく猶予してもらいたいという人はどう扱うのですか、結局日本の認めた国民政府と韓国政府以外のものでないものは、手續をしないから、何んも尋ねてゐるのですか、はつきりしないのです。

○鈴木(一)政府委員 韓国の問題につきましては、別段大した問題はないと思ひますが、台湾の問題につきましても、華僑その他いづゆる亡命政権と申しますか、いづゆる正統政府が承認しないというような人たちの問題があると思ひます。そういう問題につきましても、個々のケースによりまして在留を許可すべき者であれば在留を許可するという方法はあると思ひます。

○大矢委員 中国の駐日代表部で、先

ほど私が尋ねた大陸華僑の人に対しては証明の発行を禁止している。私はそれを心配するのです。従つて韓国代表部がこつちにおりまして、韓国の国籍を拒む者に対しては証明を出さない。出さないからそれに対しては手續ができない。先ほどあなたたちが言つてゐたように、韓国籍の人たちはほとんどわづかであつて、大半八割までが朝鮮の籍を有しておる。それをみんな返すというのですか。こうあつてはいいということと現実とは違ふのですから、だからしてこういう例が出た場合にどう扱ふかということですよ。返すなら返す。いやそれは向うの中国並びに北鮮の代表部に日本が交渉する、そして証明をもらつて上げるなら上げるかとか、現に拒んでゐるのですから……。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお話は非常にこつともな点があると思ひます。朝鮮に關しましては、先ほど石原政務次官からはつきり御答弁がございましたように、向う側の国内問題として国籍といふものがはつきりすることになりますので、いづれ全部韓国籍になるというようなことにしておさるののだからと思ふのであります。その点について問題はないように存じます。(問題ないものか、重大問題だぞと呼ぶ者あり)中国の問題につきましては、お話のように向う側の政府で承認しない人たちが相当あるかと思われまゝです。そういう者に対しては、先ほど申しましたように全部返してしまふということとは、一概に申し上げることはできないのであります。在留してさしつかえない方は、在留する方法をとるつもりであります。

○大矢委員 多分韓国籍になるだろ

ということですが、これは政府の資料にもありますように、現に韓国並びに朝鮮の国籍を有する人がこれだけの数違つたのであるのですから、だろ／＼やない。すでにこれは現実に必ず起る来る問題なんです。そこでこれは韓国との交渉の結果云々でなしに、現実にこの法律を審議して、この法律をこしらえるにあつて、こういう人はどうするかという方針がなくしてこの法律を出すはずがない。どうしてもいけなければ返すとか、あるいは何らかの形で、先ほど私が言つたように、統一するまでは――私はこういう言葉を使るまでは――私は一つだつた。

元朝鮮は朝鮮に統一されるまでは、一時日本に籍のあつた者はそのまま永住権を認めるとか、既得権を認めるとか、なんとかいふことにすれば問題ない。今度の韓国との交渉によつてただちになるだろ／＼というが、ならなかつたらどうするか。それは考へておらぬということじゃ、先ほど言つたやうに、いづゆる手續に關係しまして、こことこが送還の對象となるということになります。これは重大な問題ですよ。だからしてそこに何らかの方法がなければならぬ。これをこしらえてしまつたら法律になるのですから、どんな問題が起きて来たか一体どうするつもりですか、確固たる方針があるのかないのか。

○石原(幹)政府委員 たゞ／＼申し上げます、同じことではあります、日本といひますと、相手としてわが国の方の認める正統政府のいろいろ／＼の手續による者、それからこちらといたしましてはこの出入国管理令並びに外国人登

録法の法律の規定に基づきまして諸般の手續をして行かなければならぬ。抽象的に申し上げましたならば、かような筋で今後処理されることと存じます。

ういう方針は申し上げられると思ひます。

○大矢委員 終戦前から長くおられた人は、こういう規定はあるけれどもこれにはひつかからない、大体おられるというふうな答弁であります。この強制退去の條項の第二十四條にづつとあります。先ほども言いましたように生活保護法の適用を受けておる人が六万とか七万とかいわれておりますが、こういう人はちゃんとこの條項にひつかかるのです。ことに一方的な外務大臣の認定によつてこれを強制送還するということがある。こういう規定をそのまま適用すれば、私が先ほど言つたようにひつかかるが、しかし古くからおられた人は、特別にそういうふうな扱いをうけるのだという具体的な法的措置か、あるいは省令でもあればさうなるが、この法律をそのまま適用するということになると、私は全部送還の対象になるのではないかと、これを憂慮するのですが、その点は、いやこれにはさうあるけれども、古い人には特別な扱いをして、強制送還ということは考へていないし、またしないのだ、こう言われるならば、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 この強制送還の中で問題になります貧困者の問題であるとか、あるいは連予防関係の者であるとか、こういうような者につきましては、日韓會議によりまして兩國がいろいろ協議をいたしまして、善良といひますか、長年日本におられた人で、しかも日本に対して何ら不都合のない人に対しては、緩和措置といひますか、講ぜられることと思つてお

ります。それに基づきまして別な法律が予定されておる次第であります。

○大矢委員 それからこれは子供の教育に重大な関係があるのですが、今朝鮮の七十万人に近い人たちの子供の教育は、日本の学校で同じように教育を受けておるのです。朝鮮の人たちが独立して私財を持ち寄つて別個に学校を持つたのを、閉鎖命令を出してまた日本の学校に收容した。これは今交渉されておるようですが、高等學校、大学の生徒は別として、国民學校の生徒についてはどういう取扱いをされておるか、これをこの機会にお聞きしておきたいと思ひます。

(佐々木(盛)委員長代理退席、委員長着席)

○石原(幹)政府委員 義務教育といふ、いわゆる教育を受けねばならぬという義務はないわけですが、引続きおきたいとか、行きたいとかいう者に対しては、これは引続きさういう取扱いをする、こういうことになつておるわけがあります。

○大矢委員 私はこれで最後にします。今韓国政府のものと籍を快しとしない人の署名捺印が約三、四十万集まつておるようですが、そういうことをもし政府が知り、事実であるとするならば、先ほど言つた望ましいとか、また折衝の結果さうあるであらうといふような、一方的希望でなくして、こういう現実の問題についてどう扱うかといふことについて、先ほどから聞いておる答弁が納得し得ませんし、あいまいなやうでありますから、あとから各同僚から聞くことにしますが、それまで、きようでなければよく打合せをして、拒んだ者を返すのかどうか、そのことをはつきりしていただきたいと思ひます。そのことを最後にお願いして私の質問を打ち切ります。

○仲内委員長 加藤充君。

○加藤充(委員) 私は朝鮮人あるいは中国人で日本におる者を、この出入国管理令のこのよう内容で措置する対策を持つという事は、これは人事なはずと考へるものであります。日米行政協定に基づきまして、日本人が日本に居候をするような状態になつて、治外法権を庇ひに認めさせられた日本人といひましては、この日本におる朝鮮人あるいは中国人の問題は、決して他人事ではないのであります。こういう立場とさういふ意味合ひで以下簡単に、時間を制限されておりますので、質疑をいたしたいと存じます。

一九五一年の十月四日に、日本政府は出入国管理令というものを改訂いたしました。さうしてこのたびの改正令によりまして国内法的な体裁を整へようとしておるために、私も出入国管理令といふのでありますから、これから日本に出入りする人たちの問題だと思つておりましたところが、中身を見ると、半ば永久的に、数十年來日本に來て生活しており、居住権あるいは生活のための企業権といふものを自分の既得権としておる者に対して、また同時に日本が過去の戦争のときに、氣違ひじみた無謀な強制によつて無理やり日本に連れて來た者に対して、これを何かよからざる者、好ましからざる者と見て、そでして行くといふものなのではあります。しかも、私はこの條文を一々あげませんけれども、この運営適用によりますれば、すべてのそれの人々にこれが適用される。すべての人

がやり方によつては強制送還されてしまふといふような法文の内容になつておりますが、懸念の第一はその点であります。しかも私も今さういふような惡法令の適用あるいは改正の措置によりまして、日本におります今申し上げたやうな人々が、生活に対する極度の脅威と、それから生命、身体、財産に対する不安を感じております。そのためにいろいろ問題が起きておりますが、これはさういふやうな不安と脅威を與えた政治をやつてゐる、さういふ方針によつて政局を担當しております政府の責任ではないか、こう思ひますので、この点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまお尋ねがありました。この出入国管理令は、昨年の十一月一日から施行になりましたが、この管理令は朝鮮人、台湾人には現在まで適用になつておらないのであります。今後平和條約が発効になりますと同時に、台湾人、朝鮮人は外国人になりますから、それからこの出入国管理令が適用されるわけでございます。しかしその間いきなり外国人になるというので、先ほど來のお話のように、朝鮮、台湾の人たちが不測の損害を受けないやうにとさういふ意味合ひで、さらに日韓會議によりまして、特に朝鮮關係におきましては緩和措置が具体的にきまっておりますので、それを別途法律によりまして遺憾のないやうにやつて参りたいと思つております。

○加藤(充)委員 それではお尋ねしますが、なぜ適用にならなかつたのか。このことをお尋ねするのは、ほかでもありませんが、日本は政令第九号によつて、売淫の取締りをやらなければなら

らなくなつておりますが、これのごときに至つては、政令第九号はあるけれども、赤線地区だとかいろいろ問題があつて、同じやうに政令があつても適用されないといふやうな問題があります。これは名譽なことではありませんし、なぜ適用にならなかつたのか、適用にならないものをなぜ出したのか、その点を承りたい。

○鈴木(一)政府委員 昨年の十一月一日に出入国管理令が施行されました。これは、朝鮮、台湾の人たちはまだ管理令を適用するのには、外国人としての資格を持つておらないといふ意味で、外国人の資格がはつきりしたら、この管理令を適用するといふ司令部側の方の話し合ひもございまして、朝鮮、台湾の人には管理令は適用にならないことになつておつたのであります。

○加藤(充)委員 これは一々答弁をもちわなくてもいいのですが、それでは朝鮮人がはつきり外国人としての身分地位を獲得してないといふことで適用ができなかつたといふならば、なぜ外国人登録令といふやうなものをはつきりしていない者に適用するのか。しかも適用するばかりでなく、それに違反する者をどん／＼処罰したりしてゐた不当は、今の答弁では合理化されな

いと思ひます。それではお尋ねしますが、去年の十月にこの政令が日本に出される直前に、あなたの前で閣議がなされたといひ、あなたの大韓民國李承晩政権は、十九歳から二十九歳の青年に対して強制徴兵の命令を出した。さうしてそれに引續いて日本では韓國民籍に強制的に国籍を持たせ、国内手続において強制送還するか、大韓民國の主權のもと

にかつてにその適用の実施を受けなければならぬ立場に追い込んだ、あなたは、今まで適用を實際上実施していかつたのは、大韓民国との交渉、並びにその発展あるいは安結との関連が重要な問題であるからだとされたのです。びがむじやないのです、それがそれだつたら結局去年の十月の初めに強制徴兵令を施行した大韓民国の李承晩の処置、日本ではこれに対応してすべての朝鮮人を李承晩政権のところに送りつける。そうして若い者は兵隊あるいはその他の戦時目的のために動員される。幸いというるか、不幸というるか、批評は自由でありますけれども、在日することを許された財産を持つた者は、大韓民国の李承晩政権の戦争政策の遂行のために、これが動員され、組み入れられるということになると思ふのであります。こういうような意図が結局において——今まで発表されておりましたけれども、あなた方が前から主張しておられる大韓民国との交渉、この交渉の中に了解されているのではなからうか。このことは冒頭に申し上げましたように、日米行政協定の第二十四條の運営と相まつて、日本の国民のこの戦争への動員、とりわけ青年の徴兵令あるいは予備隊の出動問題と関連がある、明らかにしていただかなければ聞き捨てるわけには参らない重要な問題であります。御答弁を願います。

○石原(幹)政府委員 これはここで私たび／＼申し上げておりますように、向うがいろいろ／＼という法制を施行しているかどうかというふうなことは、先方の国内問題でありまして、わが国といたしましては、正統政府として大韓民国といろ／＼な折衝をしておるのでありますから、相手の国内問題に對しまして、日本の方でとやかく言うことは差控えたいと思つております。

○加藤(充)委員 相手方の国内問題であり、当方の関せざるどころだといふようなことを言いますが、行政協定にいたしまして、先ほど申し上げましたような意味合で、このたびの出入国管理令の改正の問題にいたしまして、日本の国家国民に影響するところが甚大なのであります。そういう問題について何もわからないでおる国民に、政府がわかつておつたり考えたりしているところを知らさずにおいて、今のような御答弁で責任を負担しただけをぶつける、犠牲だけを押しつけるという考え方は許されなかつたと思つてあります。相手方の出方、考え方がわからないで、あなたは條約あるいは協定等に判を押すのですか。裁判を押して國民と民族の将来に莫大な損害を與えるという官僚の責任は断じて許されなかつたと思つて。

○石原(幹)政府委員 なおこちらにおります人々の処遇といふ事ですが、そういう問題については日韓會議においていろいろ問題が討議されているわけでありまして、これはただいま折衝のさ中でありまして、ここでその経過等をいろいろ／＼申し上げることは、これまた差控えておきたいと思つております。

○加藤(充)委員 そういう態度は、日本人にして日本の國民を裏切り、欺き、日本の國民の信託によつて政治を担当している政府並びに官僚の、みづからの責任を顧みざるどころの無責任な暴言と言わざるを得ないと思つております。しかし、これ以上押問答してもいたし方がありませんから、次の質疑に移りますが、大体、国家がその國に在任している人々——その國民、並びに外國人も同じであります——をいかに処置するか、これはその國の主權の行使の範圍でありましよう。しかし、そうかといつて、今問題になつておる法令の内容を合理化するわけには行かないのであります、大体において連合國は、國際連合憲章で基本的人權という問題をきわめて慎重に重要に取扱つております。一々御紹介するまでもありませんが、國連憲章の前文には明らかでありますし、第一條の三にも明らかであります。第十三條の1のロ、第五十五條の(イ)、その他第六十二條や第六十八條や、第七十六條等々にそのことが明記されております。また世界人權宣言におきましても、その点を拾ひ読みいたしましただけでも、たいへん重要な問題とし、しかもそれを國連の組織原理とし、世界秩序の形成原理とすらも重く取扱つております。この問題と関連のあるところだけを摘示しましても、前文の末尾には、「すべての人民とすべての國とが達成すべき共通の基準として、この宣言を布告する。」第一條には「前略しますが、『同胞の精神をもつて互に行動しなければならぬ。』第二條の1には、『何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくは他の意見、國民的若しくは社會的地位、出身、財産、門地又は他の地位と異なるいかなる種類の差別も受けることなしに、この宣言に掲げられてゐるすべての權利と自由とを享有する權利を有する。』2には、『なお、個人の屬する國又は地域が獨立地域であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、その他の何らかの主權制限の下にあるとを問

わす、その國又は地域の政治上、管轄上又は國際上の地位に基くいかなる差別も設けてはならない。』第三條は強制送還の手續や内容と重要な関連を持つと思つてゐますが、『何人も、生存、自由及び身體の安全を享有する權利を有する。』戦争の終結せざるころの朝鮮に強制送還される對象になつた人々は、たいへんな生命、身體、財産の危惧を感じてゐるのです。また同じような意味合いで第八條を見れば、『何人も、憲法又は法律によつて與えられた基本的權利を侵害する行為に對しては、權限ある國內裁判所による効果的な救済を受ける權利を有する。』これがこのたびここに審議されてゐる法令では、まるつきり保障されておられません。奪われておられます。第九條には『何人も、ほしきままに逮捕され、拘禁され、又は追放されることはしない。』こういうようなことはこの法令のどこに明確にうたわれてゐるのか。第十三條は『何人も、各國の境界内において移動及び居住の自由を享有する權利を有する。』何人も、自國を含むいづれの國をも去り及び自國に歸る權利を有する。第十五條『何人も、國籍を有する權利を有する。』何人も、ほしきままに、その國籍を奪われ、又はその國籍を変更する權利を否認されることはない。』第十六條は『成年の男女は、人種、國籍又は宗教に因るいかなる制限をも受けないで、婚姻し、且つ、家庭を設ける權利を有する。』云々、日本人と婚姻した数十萬の朝鮮人や中国人によつてどうして保障されることができるとあります。第二十五條には『何人も、衣食住、医療及び必要な社會的施設を含む自己及び家族の健康及び福利のために十分な生活水準を享有する權利並びに失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力に基く他の生活不能の場合に保障を受ける權利を有する。』等、今拾ひ上げてみただけでも、生木を引きちぎられて残つた者は、いろ／＼なよからざる政治的結果、日本國籍を持ち、日本に残されたその妻女子弟というふうなもの、今の状態では、この第二十五條に規定されている何らの保障もないことは、まことに明瞭なのであります。私は今読みました一九四八年の人權宣言は、基本的人權を國內法上の保障たるにとどめずして、國際法上の保障たるにせよといふところに意義があると思つてゐます。かくてすべての人はその國一の國民たると同時に、世界人たるの地位を有し、いわゆるこの内外人の平等主義が國際法上も、また同時に國內法上も強い要請をもつて確立され、裏づけせられたものであるといふことによつて、この世界人權宣言は重要だと思つてゐます。さすればここで尋ねるのでありますが、これに反するような法令を設けること——國連憲章、人權宣言、日本國憲法から見て明らかにこの内容は不當不法である。恥知らずと言わざるを得ないほど、まことに不名誉きまるものではないか、まことに不名誉きまるものを制定する權利は、日本國政府といへども持つておられないものではないか、この点を承りたい。

○石原(幹)政府委員 ただいま入國管理令であるとか、あるいは登録法その他のものが、いかに人權宣言を無視

し、不法な行為を繰り返すものである
というふうなお話があつたのでござい
ますが、われ／＼は決してさうに思
つておりません。この入管のような規
定にいたしまして、登録法のような
規定にいたしまして、これは一般文
明国も慣例によつてやつておるのであ
ります。国連憲章の主要国である民主
主義各国も、いずれもさういふ法制を
やつておるのであります。われ／＼
といつた法制をやつておるつも
りでございます。いろいろお話がござ
りましたけれども、国籍の問題にして
も、ほしきままにすることが前提に
なつておるのでございします。また各
種の人権にいたしまして、自由権にい
たしまして、公共の福祉に反しない
限りといふことを大前提にいたしてお
ります。これは御承知の通りであらう
と思つております。かような意味にお
いて／＼御意見もございしました
が、御意見は御意見として承り、われ
われは決してこの法令が不法不当の、
非文明的なものであるとは断じて考
えていないといふことをここに申し上げ
ておきます。

○加藤(元)委員 私は国連憲章がで
きました当時の成文を引用して、今政府
の所見をたゞしたのであります。し
かしなおこで指摘して政府の蒙を開
かなければならない、さういふよう
な野蠻な政府を攻撃しなければなら
ないと思つてゐます。といふのは、一九五二
年、つまり今年の二月の五日に国連本
会議は人権宣言協定の中に、すべての
人は自決権を持つ旨の規定を含めよと
いう同盟の提案がありまして、それ
に對して、今まで英、米、フランス

等、國際資本家の御用機關といわれた
國連總会の表決の結果はどうなつたか
といふと、賛成三六、反對十一、棄
権十二で、これが圧倒的な多数をもつ
て可決されたといふのであります。あ
なた方が、今かりに良心的に野蠻な
ものではない、非文明なものではない、
歴史の進化にさからうものではないと
いふ考え方をやつておつても、世界が
このやうな情勢で發展して行く歴史
的な歩みといふものに眼をそむけたら
ば、あなたはやがて、善意であつても
その責任を問われ、その不明を攻撃さ
れ、指摘される立場に立つものである
といふことを銘記してほしいと思ひま
す。なお一九四七年二月十日に調印さ
れた連合國とイタリヤとの講和條約の
第十五條を見れば、イタリヤは人権の
享有及び言論、印刷、出版、宗教的祝
拜、政治的意見と公然の集會の自由を
含む基本的自由の享有を、人種、性、
言語または宗教の區別なしに、イタリ
アの管轄権のもとにある一切の者に對
し確保するため必要の一切の措置をと
らなければならぬ、といふ明文が規
定されてゐるのであります。同様の規
定がハンガリー、ルーマニア、ブルガ
リア、フィンランドとの講和條約にも
うたれておられます。しかるに日本に
おいて、講和條約が締結され、批准さ
れ、その効力を生じた直前に、この
やうな内容を持つた法令が審議され
なければならぬ、またそれをむりやり
に押し通そうといふ政府の意図とい
うのは、これはもつてのほかにどう
思ふのであります。りくつではありま
せん、どうして日本だけこんな講和條
約の締結あるいは効力の直前にさうい

法令を制定しなければならなかつた
か、その詳しい理由、事情を明確にし
てほしいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、出入國の管理に關する
法律でありますとか、外國人の登録に
關する法令といふものは、これはど
の文明國におきましても、慣例によつ
てみなできてゐる法制でございま
して、私どもは決して、先ほど申し上げ
ましたように、非文明的なものとは断
じて思つていないのであります。

○加藤(元)委員 今私が指摘しました
イタリヤとの講和條約の第十五條との
開闢です。これが野蠻であつて日本の
方が文明だといふのか。このとりきめ
と比べて、日本の今問題になつてゐる
法令の内容といふものは、劣らざるも
のであるといふ自覺に立つて、あなた
方は説明してゐるのか、その点を聞き
たい。

○石原(幹)政府委員 日本は平和條約
の前文におきまして、「安定及び福祉
の條件を日本國內に創造するために努
力し」、「云々、さういふことを日本
みづから宣言したてゐるのでありま
す。これらに基きまして今後諸般の処
置が講ぜられて行くことになつてお
るのであります。

○加藤(元)委員 時間がないから、も
つとつとつめたりすることができない
のはまことに残念ですが、次の問題に
移ります。

私は今まで國連憲章や人権宣言やあ
るいは日本國憲法等の観点から、この
内容は法律上まことに不法不当なもの
であり、それを施行しようといふのは
恥知らずのものではないかといふ点
を、法律の條文を引用しながら、前例

を指摘しながらお尋ねしたのでありま
すが、次に私は日本人とそれから朝鮮
人、あるいは日本人と中国人、とりわ
け台湾に——今まで中国人じやなかつ
た、台湾人として取扱ひをされていた
人々との歴史的な關係、言葉をかえて
言へば、日本が長い間朝鮮を植民
地として領有し、あるいは台湾を植民
地として收奪し、圧迫を加えておつ
た、さういふ点から見て、私は歴史的
な、民族的な情誼の立場から見ても、
このやうな内容の処遇を今それからの
人々に対してやるべきではないとい
ふ、少くとも歴史的、道義的な立場に
立つものではないか、さういふ点をお
尋ねしたいと思つてゐるのであります。

さういふ立場に立つならば、こんな
事實上の迫害です。事實上死刑の執行に
もひとしいやうな非人道さなものは
であります。戦争だ、平和だといふ問
題に關連しなくても、この人間の男女
の結合、結婚あるいはその中に生まれ
た子供、さういふやうな点から見ま
しても、まことに殘忍さなものであ
ります。いかに非人情的なものであ
るのを、迫害にかつてゐる積極的
保護を加えて行く、できるだけの援
護を加えて行くといふ義務を、大きな
意味で日本人は持つておるのではない
かと考えます。この質問を理由づけ
るために、私は拾ひ見の今までの歴史的
な關係を取上げました。一九一〇
年、朝鮮合併で完全な植民地になり
まして、さうしていろいろ朝鮮に對
する施策の結果、一夜の間に東洋殖
民地となつた、その他日本人の所有
の大農場が、たくさん朝鮮人の土地
の取上げとともに発生し、でさう

した、しかもさうしてあの人々には米
を食わせずして、南鮮を中心にした莫
大な米の生産額を日本に持ち去るこ
とができました。一九一九年の三月一
日には、この圧制に耐えかねて、万歳
事件が起きたのですが、これに對しては
歴史上世界的に惡名高き殘虐な弾圧が
加えられて、一九二三年の關東大震
災のときのあの恥知らずを、われ／＼は
はずかしく思つてゐるのであります。ま
た満洲侵略戦争が始まつて以來は、ま
ことにばかげた皇民化運動といふもの
があつて、いろいろ／＼なときに日本臣民
たるの自覺を朝鮮人に強制した。いわ
ゆる皇國臣民誓詞といふやうな愚案が
取行された。名前を日本人名前にしろ
といふ規定の改正が行われて、服装、
言語、習慣を朝鮮人から抹殺してしま
う殘虐な、非文明的な、野蠻な措置が
続けられた。一九四一年だつたか、真
珠灣攻撃が始まる前後より、言語に絶
する強奪的徴用、徴集によりまして、
約二百萬人ほどの朝鮮の青年が日本に
引連れられて参りました。どういふ状
態で働いたか、私が言うまでもありま
せん。人一倍働いて、日本人の半額に
も達しないやうな賃金、それも報國貯
金で強制的に積み立てられ、送金の道
は許されておつたが、それが送金して
も、國元においては愛國貯金として、
妻子には渡されなかつた。一九四五年
八月十五日、やつとこのやうな苦しい
弾圧の歴史から解放されることにな
つたけれども、そのときに何が行われ
たか。徴用の無責任な解除であり、解
雇であり、賃金の不拂いであり、貯金
の不拂い、歸國旅費さへ無支拂いとい
ふやうな形で、お前たちはかつてにせ
いといふことで、今のやうな朝鮮人が

第一類第五号附屬の二 外務委員会法務委員会連合審査會議録第一号 昭和二十七年三月二十六日

たくさん日本の国内に投け出されたのであります。やみによらざるを得ないのである。營業資金はだれも親切には貸してくれないし、民生安定のためにせめて土木事業にでも働かしてくれと言へば、そういうものはまるきり無策であるし、朝鮮人は至るところから締め出されて行つたのであります。しかも一方今言つたように、外国人であるということがはつきりしないというように、外国人としての待遇を受けるのではなくして、都合のいいところだけは日本人並にして、納税その他の義務を押しつけて、選挙権その他の市民権は一つもこれを與えようとしなかつた、こういうような状態であるのであります。それで今日日本における朝鮮人が健康を害した、あるいは生活能力を失つたり、かたわになつたりして、路傍にうろついておる人があつたとしても、それは朝鮮人の責任ではないのであります。これこそ過去の帝國主義的な朝鮮支配の日本の姿そのものであります。こういうものをあつかふましく、じやまだから出て行けというのは、まつたく人情知らずの人でなしの処置であると思ひます。こういう点から、第二点にお尋ねした点の御答弁をお願いしたいと思います。

○石原(幹)政府委員 いろ／＼お話があつたのでありますが、あなたにかかるともう今回のこの法令は、すべて……(あなたにかかるとは何か、無責任なことを言うなと呼ぶ者あり)しかしあなたの方では野蠻な政府であるとか、いろ／＼な……(根拠があるから言つておる)と呼ぶ者あり)決して今の政府は野蠻なものではありません。それから今回のことは、朝鮮の独立

というようないふことがありまして、もろもろの変化が起つて来るのであります。國籍の変更とか、こういう問題も、そういうことから関係して生じて來ている問題であります。それで今度のいろ／＼な法律におきまして、國籍がかわる人々にとりまして、急激な不利、不便、不都合のないように、一応の経過規定もつくられておるのであります。さらにたび／＼申し上げておきますように、日韓會議におきまして、善良な人々が過度な不利、不便をうむらないように、この會議の結果に基づいて行きたいということになつておるのであります。ただそういういろ／＼保護なり処遇を考へております点を、本人みづからこれを拒否するといひますか、これを受付けないといひような人々に対しては、これは遺憾ながら適當な措置が講ぜられないのじやないかと思ひますが、その他の人々に対しては、これは十分不利、不都合、不便のないように、諸般の処置を講じて行きたいというのが、政府の考へております措置であります。これはもう何人が考へてもそういうふうにして行かねばならぬ問題であると思つております。

○加藤(充)委員 もう一点。私はあなたと論争するつもりはないが、あなたが善良な朝鮮人に対しては、あるいは中国人に対してはと言ひのはきわめて危険であります。善良と認定するのは一体だれです。時の政府に生活を圧迫され、人権が蹂躪され、世界人権宣言や國連憲章にもとるような処置をされておるときに、それを抗議し、それを批判

するようないふことは、朝鮮人や中国人に、日本に在る限り許されてよいことだと私は思ふ。この点で善良なといふのは、まことしやかなことを言つてゐるが、羊の皮をかぶつたおおかみの親切だと思ひますので、私は一点質問をつけ加えておきますが、私は日本がこれからの必要とするものは、決して新しい戦争の道、戦争を予想し、戦争に身構へするといふようなことからは出て來ないのであつて、他國との平和協力道のの上にこそ、日本は自由にしておろかな生成発展の道を、歴史をたどることができるとだと思ふのです。これが経済の交流と文化の繁榮をなし、遂げる唯一絶対の民族的な血路であり、一線であると私は思ふのです。ところが今審議されておりますような内容を持ちました入國管理令といふようなものが出て参りますれば、これはアジアの孤兒になり、今申し上げました大原則、私どもは唯一の血路だと思ひますが、それにそぐわないことはなほだしきものがあると思ふのであります。かかる方針、かかる態度は、いわゆる國家百年の大計を誤るものと私は指摘し、断言してはばかりません。が、日本の自主独立をはんと考へますときには、その自主独立の道を断固として、こういうような法案の撤回から始めるべきである。みづから破滅の道を選ぶようなことをしては、後世の日本人に対して顔向けがならぬと思ひますが、あなたの方は政府の一官僚として、あるいはまた直接、間接に國家の政權を担当する内閣の重責をになう一人として、その責任に対しての見解をはつきりとこの際承つておく必要があるか

ら、御明確な答弁を、簡單でもよろしいから承つて、私の質疑は終ります。○石原(幹)政府委員 今回のこの法案を撤回するといふ考へは全然ございませぬ。○仲内委員長 成田知巳君。○成田委員 時間がございます。二、三箇單に質問したいと思ひます。先ほど政府は強制送還の数はまだはつきりわからない、また法令の規定は非常にやかましいが、これを真正面から適用する数は少いから、大した数は予想されない、こういう答弁があつたのですが、わからないと言つておきながら、今度の予算案を見ますと、予算説明書に、入國管理庁關係の費用として、護送収容費を一億六千万円組んでおきますが、その内訳は不法入國者を強制送還するに必要な経費だと存するのであります。予定人員として一万三千人をすでに明記しておられます。政府はわからないとか、大した数ではない、こつて言つておられますが、予算説明書にはつきり一万三千人という数字をあけておられますが、この数字は間違いないですかどうか、御答弁をお願いいたします。

○鈴木(一)政府委員 予算の提出にはいろ／＼基礎を要しますので、基礎を積み上げました数字はたたいまお話のようなどころでございしますが、これは過去の実績からそういう数字が出て参つたのであります。○成田委員 どうもはつきりした答弁がないのですが、予算といふものは國民の税金で拂つてゐるのですからして大切なものです。それに一万三千人を算數の基礎としてあげられたといふこ

とは、やはり一万三千人送還の予定である、こつて承しなればならぬと思ひますが、それでよろしいですか。○鈴木(一)政府委員 一万三千人きつちりと添へなければならぬといふ責任はないわけでありませぬ。○成田委員 そんなことを聞いてゐるのではない。わざ／＼國民の血税でまかなつた財源で、一億六千万円の金を強制送還の費用として組んでおられる、その算數の基礎として一万三千人を強制送還するのだといふことを、はつきり予算説明書に書いてあるのですから、一万三千人が一万三千一人になろうが、それは問題ではないのですが、やはり一万三千人見當を強制送還するといふ予定のもとに予算を組まれた、こつて考へていいと思ひますが、これはどうですか。

○鈴木(一)政府委員 予算と申しますのは、先ほど申し上げたように、一応基礎を積み上げるわけでありませぬが、その基礎がそういうふうになりまして、算數的に計算しますれば、そういうことになりませぬ。しかし現実の運用をいたしまして、はたしてそれだけ増りますかどうか、今申し上げるわけには行かないと思ひます。○成田委員 一万三千人という数字は、そんなだらしない数字なんですか。やはり予算に計上した以上、相當な確固たる根拠があつて、この一億六千万円という金を組まれたと思ふのです。その基礎が一万三千人だ。やはり政府としては一万三千人は強制送還するといふ大體の方針のもとに、予算を出されたと思ひますが、それはどうな

んですか。

弁を見ましても、貧困者關係五千三百五十名となつておる。そうしますと、相当量の者は貧困であるがゆゑに返される、こうなると思ひます。この数字もやはり間違ひでありますか。

○鈴木(一)政府委員　たびく、申上
げておりますように、貧困者であるか

らずぐ返すということはない。そのうちでいろいろと個々のケースに当りまして、公共の福祉に反する——積極的に害毒を流すような人たちを返すという建前でございますので、その数字の積算はなか／＼むずかしいのでございします。一応そういう数字をあげておりますが、実際問題としてはどういふことになりますか、個々のケースに当つてみないとわかりません。

○成田委員 結核患者の三百名は間違いないのですが、貧困者の五千三百五十名は間違いないとお認めにならないのですか。全部一度調査されたらどうですか。

○鈴木（一）政府委員　予算の推定でございまして、それは間違いないかどうかどうかという点については、間違いないとあると申し上げられません。

人というのも間違いないですか、
どうですか。

○鈴木(一)政府委員 おそらく六万人に對しまして十人に一人はそういう人がありはしないかという考えではないかと思いますが、これはあとで調査いたしまして申し上げます。

○咸田委員 どうも数字そのものが怪しくなつて来た。登録令違反二千三百名となつておりますが、先ほど政府の回答弁で大韓民国の国内法がきまつた場合に、国籍の問題、登録令違反の問題がまた起きて来るのですが、この二千三百名はすでにそういう者を予想した数字でありますか、予想しない数字なのですか、どちらですか。もう一度申

しますと、韓国の国内法で国籍の問題
がきまる、その関係で日本の登録法の
問題が起つて来る、そして登録法違反
だ。その新しい二千三百名というの
は、そういうケースも考えた二千三百
名でございますか、それともその者は
入つていないのですか。

○鈴木(一)政府委員 それは新しい管理令ができた、あるいは登録法ができたということを前提にして計算したものであると思います。

○成田委員　日本の登録法ができたというのではなしに、大韓民国で国内法で国籍の問題が決定される、そうする

と日本の登録法の関係が起きて来るの
ですが、それを予想した二千三百名と
考えていいのですね。

○鈴木(一)政府委員 さように考えま
す。

○成田委員 どうも答弁があいまいで
すが、これ以上数字の問題については
伺いません。

○守島委員 議事進行について。政府

の答弁は、もう少し御調査をなさつて、そうしてはつきりしたことを答えていただきたい。そのために、もう一ぺん再調査して報告するということを言明していただきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員　たしか予算委員
会分科会の人々の答弁は、大江官房長
と会計課の人々が来ておつたことの
とであつたと思うのであります。その
当時、出入国管理庁の人はいだれも来
ておらなかつたのであります。何
かその間にいろいろ行き違ひ等があ
つたのかもわかりませんから、これは
いづれ調査いたしまして、次の機会に
あらためて数字を申し上げて御説明を
いたすようにしたいと思います。

○成田委員　十分御調査願いたいと思います。ただ数字としては実によく合っている。一万三千にちゃんとなるのですから、根拠がある数字だと思えます。

それから次にお伺いしたいのは、先ほど政務次官は、終戦前から長く日本内地にいた朝鮮人の方は、特別の理由がない限りは強制送還を考えていない、これは別の法律で定めるの

だ、こういう答弁がありました。この別の法律というのは、どういう具体的な内容も持つものであるか、今国会にお出しになるのか、その内容は、たとえば登録令違反があつた場合について

いうことによりまして、その結果、出します法律案の提出の時期というよう
なことはきまつて来ることになると思
いますので、今ここで私はつきりした
ことを申し上げることはできないと思
います。

それから先ほども申し上げておりますように、やはり登録法とかいろいろの法令は一応それを遵守して行くという建前に前提としてはなるのではないかと思ふのであります。そこらの關係も、まだ日韓の交渉におきましていろいろ討議論議されることと思ひますので、これまたここではつくりしたことを申し上げる段階でないとは私は思つております。

○成田委員 提出の時期は、日韓合談がきまらなければ、それはできないと思います。と思いますが、政務次官の御答弁では、終戦前から長く日本にいた朝鮮人の方は、何といつても日本にいてもいい

いのだ、強制送還すべきじゃないのだ、こういう特別な立場で特例を設ける法律をお考えになつておるのですから、これは日韓会議の結果いかんにかかわらず、趣旨からいつて、当然そういう意味の内容の法律がでなければならぬ。もし登録令違反の關係はそういう場合に該当しないということになりましたら、事実上長く日本にいた朝鮮人の方も、登録令の關係でその恩典に浴せないということになる。従つてもしほんとうに長く日本にいた朝鮮人の方に対して強制送還をやらないという御趣旨ならば、登録令關係について例外を認める、こうならなければ趣旨は徹底しないと思うのですが、どうですか。

○石原(幹)政府委員　先ほど申し上げ

批判はあるかもしれないませんが、終戦前から日本に在留しておられますが、いわゆる善良なる朝鮮の人々に対しまして、過度に不利や不便のないように措置したい、こういう問題について、日韓の間で今交渉が行われ、何らかそこに過渡的な法制ができるのではないかということをお願いしておるのであります。それ以上のことをここで申し上げることは、これまたはばかつておきたいと思います。

○成田委員 先ほどの答弁と今の御答弁と食い違っておりますが、先ほどは、長く日本におられたような方は、特別の事情がない限り強制送還の対象にしないと言われた。ところが今は「善良」ということで逃げられているのですが、どちらがほんとうですか。

「善良なる」という言葉は申し上げたと
思うのであります。「善良なる」とは何
だ」というようなことをそちらの方の
席から発言があつたようにも覚えてお
りますので、たしか「善良」ということ
は私は申し上げておると思ひます。

○**威田委員** 善良ということは当然な
んでしようけれども、日本内地に長く
おられたということも、あなたは言わ
れたと思うのです。今まで日本内地に
長くいて、日本の税金も拂つて来て、
日本人と一度に生活して来た、こうい
う人は当然善良ということになると思
うのです。その一つの具体的な例とし
て、長く日本にいた人は強制送還しな
い、こういうふうに御説明になつたの
ではないですか。

○**石原(幹)政府委員** 先ほどの話のと
きも最後に私は、本人みずからがい

いろのそういうことを拒否するといひますか、そういうあれを受けないといふ人々に対しては、どうも遺憾ながら適當の措置がないのではないかと、いふことを最後に申し上げてゐるわけでありまして、會議の結果によつてどうなるかわかりませんが、おそらく常識として考えましても、一応法律の建前を尊重し、それに基いて行く、こういうことに大前提としてはなるのではないかと思つております。

○成田委員 拒否すると言われたのですが、それはたとえば登録法關係なんかで、登録を拒否する、こういう場合をさしていらつしやるのですか。

○石原(幹)政府委員 だん／＼とお尋ねであります。たとえば韓国ミツシヨンを通じて登録申請をするというやうな場合に、自分はそこを通じないとか、その証明は自分はもらわぬとか、そういうことなども、あるいは拒否するといふやうな事例に該当するのではないかと考へられます。

○成田委員 その問題で、先ほど政府の御答弁によると、朝鮮の場合は問題はない、しかし中国の場合にはいろいろケースを考えなければいかぬ、こゝう言われたのですが、なぜ中国と朝鮮を區別されるか、その理由をはつきりお示し願ひます。

○石原(幹)政府委員 朝鮮は今回ここに平和條約発効によりまして、朝鮮といふ一つの獨立國が生じまして、それに伴ひまして、いろいろの國籍の離脱、変更といふやうなことが起きて来るわけでありまして、台灣關係の方は、國民政府といふものは従前からあるのをごさいます。台灣及び澎湖島に關するそこらの人々の取扱ひの問題がど

うなるかといふことがこれから生じて来るのでありまして、そこに相違はあると思ひます。

○成田委員 中国の場合でございますが、たとえば毛沢東政権の支持者ですが、その人々が日本内地に来ていて、その登録の問題が起きた場合に、蔣介石政権は認めないから、自分たちは蔣介石政権の登録は受けたい、こゝうなつた場合はどうお取扱ひになりますか。

○鈴木(政)政府委員 私からお答えいたしますが、中国人の場合につきましては、私は二通りあると思つたので、わけて御説明しないと、なか／＼御了解が得られないのではないかとと思ひます。一つは従来の台灣人の場合と、もう一つ本来の中国人と申しますか、いわゆる本土人と申しますか、そういう場合と二通りあるのではないかと私は思ふのであります。

まず第一の台灣人、つまり台灣に本籍を有する方々につきましては、先ほど来御説明の通りに、平和條約発効と同時に日本の國籍を離脱するというやうなことで、平和條約発効後は、日本の管理令、登録令によつて、外國人として扱われることになる。従ひましてその台灣人がどういふ國籍を取得するかといふことは、また今後の問題であります。

もう一つの本来の中国人の場合は、ただいま提出になつております法律案の第二條の第一項第二号に「昭和二十年九月二日以前から引き続き外國人として本邦に在留する者」とありまして、従来日本に長く中國人として住んでおられた方は、新しくこの第二條第二項の規定によつて、管理令による在留資格を申請しなければいかぬ、かよになつておるわけでありまして、そ

の場合にどういふ國籍かという点は、この管理令では、従来の中國といふことで、あえて國民政府かどうかという点は問わない、こゝういふやうに考へております。ただ、まぎらわしいから、もう一度つけ加えますが、台灣の場合は、ただいま日華會議とかさういふことで、いろいろと内容が今後はずきりいたして来ると思ひますので、それがはつきりしたところに従つて、われわれの方もそれによつて措置する、かよに考へております。

○成田委員 中国人の場合は、台灣政府があるいは毛沢東政府かは問わない、こゝういふ御趣旨だと思ひます。なぜ朝鮮の場合、大韓民國だけを認めまして、どちらでもいい、いづれかは問わないといふお取扱ひをしないかつたのですか、そこを私は聞いておきたいのです。

○鈴木(政)政府委員 それは先ほど来、るる御説明がありましたように、根本的な問題として、日本が大韓民國を朝鮮の統一政権として交渉するかどうかといふ問題によつてきまる問題であつて、これ以上御説明いたしまして、いたし方ないと思ひます。

○成田委員 やはり韓民國政府を朝鮮の統一政権と考へられておるわけですか。

○石原(幹)政府委員 それは先ほど来たび／＼申し上げております通り、その通りでございます。

○仲内委員長 連合審査会はこれにて散會いたします。

午後一時十五分散會

昭和二十七年四月三日印刷

昭和二十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所